

横浜事件 再審裁判を支援する会

No.38

1999. 2. 1

〔事務局〕

〒101-0064

東京都千代田区

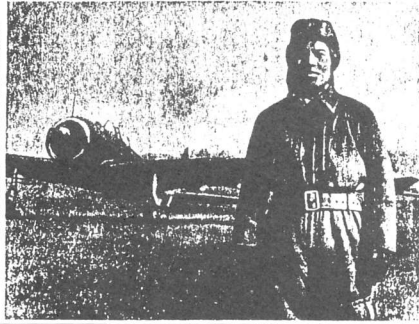
猿楽町1-4-8

松村ビル402

☎03-3291-8066

Fax 03-3291-8066

将少夫建藤加神軍く仰



前線の加藤少将と新鋭戦闘機「隼」

録記高最の状感来以軍建

加藤建夫は、戦時中、前線に立つた。その時、彼は「隼」の操縦士として、多くの戦友と共に戦った。その戦いの中で、彼は多くの苦難を経験したが、最後まで戦い抜いた。その姿は、戦時中の日本人の姿を象徴している。...

敵軍潜伏の「隼」部隊長 感状七度び上聞に達す

陸軍将校初の二階級特進

加藤建夫は、戦時中、前線に立つた。その時、彼は「隼」の操縦士として、多くの戦友と共に戦った。その戦いの中で、彼は多くの苦難を経験したが、最後まで戦い抜いた。その姿は、戦時中の日本人の姿を象徴している。...

従容印度洋に白爆 敵機撃破二百数十

加藤建夫は、戦時中、前線に立つた。その時、彼は「隼」の操縦士として、多くの戦友と共に戦った。その戦いの中で、彼は多くの苦難を経験したが、最後まで戦い抜いた。その姿は、戦時中の日本人の姿を象徴している。...

●第二次再審は、現在、最高裁にかかっています。
今年(第13期)も引き続き会員更新をお願いします!
年会費は、個人11千円、団体15千円です。

洋大	改訂	生活社	現代修養	田源氏物語講話
新編	新編	新編	新編	新編
新編	新編	新編	新編	新編

▲1942(昭和17)年7月23日の朝日新聞。円内に「改造」8月号の広告。

▼故小野康人氏への原判決批判のため問題の細川論文掲載の『改造』発売日をつきとめようと当時の朝日新聞を見ました(欠号677ページ参照)。円内はその広告です。今では見られない記事中のツキダシ広告でした。

▼たまたま「軍神」加藤建夫・隼 戦闘隊長、二階級特進の記事が大きく出ていました。写真説明へ前線の加藤少将と新鋭戦闘機「隼」の下にはへ陸軍省検閲済の文字が見えます。

▼「軍神」加藤少将は、藤田進主演で映画になり、「エンジンの音、轟々と隼は行く、雲の上」で始まる主題歌は大流行しました。現在の自衛隊員の間でも、この「加藤隼戦闘隊長」は「同期の桜」「若鷲の歌」と並んで愛唱歌ベストスリーに入っているそうです。

▼こうして新聞、映画、レコードなどのマスコミを動員して「戦意高揚」が図られる一方で、細川論文が「摘発」され、凄惨な横浜事件が仕組まれていったのでした。(事務局・梅田)

高裁判決

私はこう思う

会員みなさんの声



裁判所の倒錯

荒井信一

戦争中の特高による「尋問調書」を信頼する裁判所の態度は何とも納得できません。強いていえば、戦前戦後と連続する裁判(所)の一体性を誇示することで、司法の威信を示したいという願望があるのかもしれませんが、そのような倒錯は、現在の日本の裁判所を司法の独立の失われた時代に引き戻すもの、裁判所みずからが自分の墓穴を掘るにひとしいといわざるを得ません。

戦争責任と同根

小木宏

戦後五〇年も経過しても隣国から反省をい続けられている国をなんというべきか。同根の事が国内では横浜事件です。この国が、先の戦争を反省するためには、国内では治安維持法犠牲者に補償を含めて謝罪できるかどうか、世界にむかって平和を叫ぶか、戦争への準備をしようとしているかの試金石と思っています。

横浜事件はそんな日本人の良心です。人類進歩の中でかならず勝利しなければならぬ事件に、私は関わり続けます。

地の塩と司法の壁

小平克

第二次再審請求「棄却」の報に接し、義憤を憶えています。小生はクリスチャンではありませんが、聖書の「地の塩」という言葉に慰められます。マタイ伝第五章の「あなたがたは地の塩である。もし塩のききめがなくなったら何によってその味が取りもどされようか」という言葉です。塩のききめとは、調味と防腐です。「司法の壁」に向けて塩を撒きつづけるほかにありません。わずかな塩ですが、同封いたします。

理不尽な棄却決定

元NHKアナウンサー 酒井 広

法律は人間が作ったのに税金や犯罪に対して「法はこうなっている」を楯にしてカムフラージュをするのです。司法は「その当時の記録がないから再審請求に応じられない」といいます。情というものが全く感じられないのも理不尽です。戦争を反省し、当時無念のうちには死んだ人に対して謝るべきです。それをしない人がいることに對して烈しい怒りを

感じます。加害者は被害者に対して深い反省をこめてお辞儀をすべきだと私は考えます。

少しでも沿う様に頑張りますので何卒よろしくお願い致します。
(故小林英三郎氏子息)

父の遺志に反する決定

小林 佳 一 郎

東京高裁に於ける再審棄却の決定を知り、父も亡くなる間際まで横浜事件の事を心にかけておりましたので大変残念でございます。うやむやにできない、許せない事実に対しご理解ある皆様の信念と行動は何よりも尊いものと思っております。これからも父の遺志に

三百代言は高裁の裁判官

秋田 弘

三百代言とは弁護士についていう語だと思っていたが、高裁の棄却決定理由は裁判官による三百代言そのもの、訴訟書類を焼却したという自らの失錯の原点に立ち戻って裁判所は反省すべし。

●第一次再審請求申し立て人

畑中繁雄さん

昨年12月22日にご逝去



第一次再審請求申し立て人の畑中繁雄氏が、昨年（一九九八年）一月二二日に逝去されました。病名は急性心不全、享年九〇歳。

畑中氏は一九〇八年東京生まれ、四一年に『中央公論』編集長となりましたが、四三年、軍部の圧力で辞任、翌四四年に横浜事件で検挙されました。

畑中氏は学殖豊かな名編集者でした。著書『覚書・昭和出版弾圧小史』（図書新聞社）のち『日本ファシズム言論弾圧抄史』（高文研）は、日本言論ジャーナリズム史上の名著として知られています。

識見高く、気骨ある出版ジャーナ

リストでしたが、ダンディーな紳士でもありました。生前、みずからの死に備え、セツ夫人（故人）と連名の「こあいさつ」を用意されていた。そこでは夫妻の遺体は、東京慈恵医科大学に献体されること、葬儀は行なわず、香典、献花などすべて辞退することがのべられた上、次のように記されています。

「さてここに、いささか兩名の来し方をふりかえってみますに、なにぶんにも私どもの生きた時代がまさに、文字どおりグローバルな激動にゆきぶられとおした時期でありましたがゆえに、私どももまたそれなりに、その狂瀆におしひしがれる底の局面

にもしばしば遭遇はいたしましたものの、しかし反面、私ども自身の個人的生活面におきましてはまさに随気儘なむしろ恵まれた生涯であった、としみじみ想いかえされます。

皆さん、ながいあいだ、なにかとほんとうにありがとございました。将来いつの日にか、核なき世界の恒久平和をこそ願え、個人面ではもちろん、なんの思い遣すこともございません。まさに、名もなき路辺のせらぎにうかんだ小さな泡沫がひとつ、ぽつんとはじけちることく、無限の静逸のうちに、ひとり無に帰しやることをこそ願うものであります。ではみなさん、さようなら」

権力のおぞましき

佐藤 純子

私が入会したのは何年前でしたでしょうか。本当に会費だけで、それも細々としたもので大変お恥ずかしい限りですが、横浜事件再審裁判を支援する会にほんの少し関わることができたことを、大切に思っております。国家権力のおぞましさを、まざまざと感じさせる横浜事件です。横浜事件があったということ風化させてはならないと思います。皆様のご努力に感謝し、亡くなられた方々のご冥福を祈ります。これからも細々とした支援ですが、続けます。

憤り覚える裁判所の態度

谷島 光治

東京高裁の棄却には憤りを感じました。敗戦前の「天皇」の裁判所ならいざ知らず、庶民の人権をまず守らなければいけないはずの裁判所のいまの態度そのものが、現行憲法の精神に反するものだと思います。現在の「国家権力」は、官僚機構、政治家、財界の利益だけを追求する絶大な権力の総体だと思って

いますが、判決文はもつともらしい内容を並べてはいるものの「却下」の決定がはじめにあって、その後で辻褃合わせをした「国家権力」を擁護するためのものであることが明らかです。行政訴訟では庶民が勝訴することがかないといわれていますが、判決文をよんでも、不当な判決によって長い間苦しんできた人の心情に目を向ける姿勢が感じられません。できるだけ多くの人に事実を伝えていくことが、重要だと思っています。

みせかけの三権分立

中村 速男

再審請求「棄却」の決定、腹立たしい限りです。さてその判決の全文を読んで感じたのはオカミの下した決定はどんなに矛盾があっても正しいのだから文句をいわずに従えといわんばかりの文章だ、ということ。形だけの民主主義、見せかけの三権分立、とくに司法については完全に体制側の味方です。私も司法についてはあまり目を向けていなかった。多くの人もそうでしょう。貴会に入会してから少しづつ関心を持つようになりました。もっと多くの人に「横浜事件」に限らず現在の司法について知って欲しいと語りかけているのですが、力不足で、なかなか思うよう

にならないのが残念です。

新たな立法運動も

野々村 敬

東京高裁の再審棄却は大変残念なことです。しかし、特別抗告を通じ「治安維持法（の存在）」を前提とする限り再審の事由はない」といった文言を引き出すことも、一つの意義があるかも知れません。そして新たな立法によって、侵害された人権を回復することが、一つの目標になりうるように私は思います。

具体的には「旧治安維持法を適用した有罪判決を無効とする法律（仮称）」を制定し（国会を動かさなければなりません）、横浜事件等の被告人の有罪判決を取り消すことです。立法の精神は、いわゆる「従軍慰安婦問題」に対する法的措置とも共通するものです。大日本帝国が引き起こした戦争の被害者の人権回復が法的に措置されない限り、日本の「戦後」は終わらないでしょう。

言葉の詐術

原 満三 寿

抗告棄却の全文を読みましたが、よくわか

らぬ文章ですね。司法は、言葉を詐術として用いて、真実に迫ろう、という人間としての苦渋を理解しているとは思えませんね。

「一件記録の不存在」を理由とする却下に對して戦う方法はないものなのでしょうか。

時代錯誤の人権意識

呼びかけ人 緑川 亨

何という時代錯誤! 「平成十年八月三十一日」という日付けを持つ東京高裁の「棄却」決定の「主文」と「理由」は、司法における歴史的過誤を半世紀余を経た今日もなおくり返し維持するものであり、司法における非人権的権威を維持しようとするその偽りの権威意識に、憤りを感じる。支援する会の「会報」No.37に掲載されている橋本進氏の文章は、この裁判の欺瞞性を鋭く衝いている。

この国の無責任さ

三 渡 章 高

東京高裁の再三にわたる抗告棄却に強い憤りをおぼえます。間もなく二一世紀を迎えようとしているこの国に、相変わらず根強く残る人権無視の思想や国家犯罪を反省しようと

しない無責任さに對し、深く憂慮しています。歴史の事実と常識に反した裁判所のやり方をぜひとも打破していくことが必要です。

投げたらアカン!

黒田ジャーナル 矢野 宏

横浜地裁、東京高裁と相次ぐ却下決定に怒りを感じます。いつから裁判所は「事大主義」に陥ってしまったのか。私たちの言論の自由を守るために、そして私たちの次の世代に言論の自由を保障するためにも、再審裁判を支援し続けます。

投げたらアカン!
あきらめたらもつとアカン!

秋山裁判長の詭弁

山内 覚

はじめに「棄却決定」ありき。
そのためには詭弁を弄することも厭わず。
そう思わずにはいられません。

秋山規雄裁判長。
そこまでして護りたいのは何ですか。
それは護るに値するものなのですか。
なぜ護らなければいけないのですか。

昔ばなし

吉田 杜 夫

日本が太平洋戦争に敗れた翌年一九四六年の一月から三年ほど改造社で働いておりましたので、小林英三郎さん、大森直道さんといった大先輩にお目にかかる機会を得ました。陸軍が国を支配する時代に、身体を張って苦難の言論活動をされてこられた方々ですので、勁い背骨がうかがわれました。蛇足ですが、改造社従業員組合の壁新聞に書いた小生の一文(米国からの輸入食糧の件)がその筋へ密告(外交評論家を自称するH・K)され、解雇されました。

ひと言メッセージ

▼暴論が大手をふる日本の裁判所に更なる大きな声を、「最高裁は『逃げず』真正面から取り組め」の国民的批判の世論をつくりましょう。

(出版労働者)

▼再審請求の上告棄却は残念で腹立たしいことです。最高裁に向けてどうとりくみを強めるかが問題ですね。

(俵 義文)

一九四五年九月 横浜地裁 原判決の虚構は明らか

編集者の眼で判決を読む

●支援する会事務局
橋本 進

私たちの即時抗告を棄却した(98・8・31)東京高裁の棄却理由に対し、私は批判の文章を書いた(本紙第37号「乱暴な高裁棄却理由」)。その際、横浜地裁、東京高裁が後生大事に守りつづける原有罪判決(45・9・15)を再検討し、原裁判所の事実誤認というべき問題点に気づいた。

小野康人氏の有罪理由は、「昭和十七年七月中旬頃の編集会議」で細川論文の『改造』誌掲載に賛成したことである。細川論文の前半部は同年8月号に掲載された。7月中旬の編集会議で掲載決定、7月中旬に発行當時から、月刊誌は前月に発売——常識的にあり得ない早さである。黒田秀俊、木村亨氏のそれぞれの著書では前月19日発売としている。15日前後の掲載決定、19日の発売、これは神業でしかなし得ない、として私は批判論旨を展開した。だが黒田、木村両氏は中央公論の人である。『改造』の実際の発行日の確証が必要である。

事務局の金田さんが調べてくれた(第一面写真)。「中公」ほかの総合誌より遅れて25日発売であった。そこで今回は25日を前提に再論する。

◇原判決をみる

小野康人氏の有罪判決の該当箇所はつぎのとおり。「第一、昭和十七年七月中旬頃、開催セラレタル雑誌『改造』の編輯會議ニ於テ、相川博が細川嘉六執筆ニ係ル『世界史ノ動向ト日本』ト題スル、唯物史観ノ立場ヨリ社会ノ發展ヲ説キ、社会主義ノ實現ガ現在社会制度ノ諸矛盾ヲ解決シ得ル唯一ノ道ニシテ、我國策モ亦唯物史観ノ示ス世界史ノ動向ヲ把握シテ、ソノ方向ニ向ツテ樹立遂行セラレベキト等ヲ暗示シタル共產主義的啓蒙論文ヲ、雑誌『改造』ノ同年八月号及九月号ニ連続掲載發表ヲ提唱スルヤ、被告人(小野)ハ該論文ガ共產主義的啓蒙論文ナルコトヲ知悉シナガラ、之ヲ支持シ、編輯部員

青山鉞治ト共ニ八月号ノ校正等ニ尽力シテ、該論文ヲ予定ノ如ク掲載發表シテ、一般大衆ノ閲読ニ供シテ共產主義的啓蒙ニ努メ」(傍点・引用者)と述べ、第二の有罪理由に細川夫人へのカンパをあげる。

小野氏と同一の法廷で有罪とされた西沢富夫氏の理由の一つは、昭和十七年七月十日頃、満鉄東京支社地下食堂で、同論文の掲載につき協議したとされている。

◇実際の経過を示す手記

7月10日頃の協議↓15日頃の掲載決定では、25日発売としても常識的にいえばあり得ない早さである。掲載経過を語るものとして青山憲三(鉞治)『横浜事件』(希林書房)から引用しよう。「(細川論文は)はじめは八月号に全部掲載の予定だったが、当時の用紙統制の都合で百六〇枚の長編論文はどうにも他の企画とのやりくりがつかず、やむをえず二号に割つ

た。半年がかりでこの論文を手に入れた相川博は、分割掲載にはしきりに反対を主張した。……編集長の大森直道は中国へ出張中で、次長の若槻繁が原稿整理その他の責任を負い、相川博、小野康人、鍛代利通、それに私が協力した。……八月号のことだから日時としては七月の初めのむし暑いなかを、大日本印刷市ヶ谷工場の校正室へ出張して追込編集をしていた」。ここで検閲にひっかかりそうな文言を削除したり、言いかえたりして情報局雑誌検閲課に提出、わずかの削除と訂正でパスした。

大森編集長は七月末に帰国した。九月号の同論文後半部の校閲にはとくに念を入れ、四校までとって内閣に出した。「何度も催促して、やっと今回も校了ぎりぎりになって『許可』の判を押しした校正室へ戻ってきた。それを受取って校正室へ帰ってきた鍛代がほっとして疲れた顔で『きょうのハンコはばかにでかく見えるな』と、にんまり笑って私たちの同感を誘った。あの表情が、いまま私の眼に浮かぶ」(傍点・引用者)。

ごらんのごとくである。①出張校正は七月の初めに行われている。判決は、掲載協議は七月十日頃、編集会議は七月中旬頃という。すると、

原稿手入れ・校正・検閲提出は、協議以前、会議以前に行われたことになる。こんな事態は空想することもできない。②大森編集長の出国時期は不明であるが(現在、調査中)、とにかく七月初めの出張校正中は不在である。次長以下の編集部にまかされていたのは「編集処理」であって、掲載決定ではない。編集長は入手されるであろう同論文の慎重な処理を言い残して出発したのであった(前掲書)。掲載決定は七月初め以前になされているのである(相川が半年がかりで同論文を入手した事実はこのこと傍証である)。

青山氏の回想のたしかさは、その叙述のリアリティによって証明される。あの九月号検閲通過の描写など体験したものしか書けない。こうしてみると、七月中旬頃の掲載決定は百分の架空と考えるのが、常識というものである。七月中旬にほんとうに編集会議があったのかどうかすら疑わしい。現に「中旬頃」と日時を特定できないではないか。実在したとすれば、拷問を伴う尋問で特定できないことがあるか。かりに実在したとしても、それは進行打合せ会議か、むしろ九月号の編集会議であったと考えるのが自然であ

る。同じ理由で「十日頃」の協議の実在もきわめて怪しい。

常識的にいえば、原判決の虚構、架空性の証明は、これで十分である。だが、いまの日本の裁判所の状態ではそうはいえない。第一次再審以来、裁判所の三百代言的「論理」を私たちは痛いほど体験してきた。もう少し論証が必要である。

◇やはり架空に基づく判決

雑誌発売が前月25日であったことは明らかである。新聞広告は、全国発売日を表示する(一斉発売。都内だけではなく、北海道、九州の書店で発売される日である。すると製本所から搬出された雑誌が店頭と並ぶまでの日数を計算しなければならぬ。24日夜に書店に搬入されるまで、少なくとも三日間は要したはずだ。新幹線はない時代である。トラック輸送も現在のように発達していない。まして戦時下である(軍需物資優先、人手の減少)。とすると、製本所からの搬出は21〜22日ごろとなる。校了↓印刷↓製本過程はそれ以前にさかのぼらなければならない。どんなに急いでも数日は要するであろう。校了日は19〜20日ごろとなる。ここで戦時下の印刷・製本事情は考慮さ

れねばなるまい。そして実際の校了日はもっと前であった可能性のほうが高いのである。というのは右のような必要時間は、当該雑誌のみにかかわるものであって、印刷・製本所にしても輸送機関にしても当該雑誌のみを取扱うわけではないからである。それぞれのスケジュールがあつて、そのスケジュールに見合う時間もまた必要なのである。校了日が一日遅れると、発売日が数日遅れる結果となるのは、そのためである。

私は青山氏の叙述通り、七月初めに出張校正が行われ、校了直後に小野氏や相川氏は泊宴会に駆けつけたと推測する。あるいはあまり考えられないことだが、帰京後すぐに原稿手入れ↓校了作業にあたったのかもしれない(この場合は、青山氏の記憶違いで、七月初めではなく7月中旬頃ということになる)。前者の場合も7月中旬頃の掲載決定即校了ということになり、原判決の想定は時間的・物理的にまったく成り立たないのである。

要するにすべて虚構なのである。神奈川県特高は泊宴会を「之等の同志は、昨年六月、富山県泊温泉に於て細川を中心に会合して日本共産党の

再建に付協議し、爾来之が準備の為活動して来れり」(傍点・引用者。『特高月報』44年8月分)とし、細川論文は党再建準備会の意図を代表する、全国同志の決起を促す指令的論文で、検閲は「之を避け」て掲載した、という空中楼阁をでっち上げた。でっち上げは矛盾を露呈する。矛盾はつくろわねばならない。しかし泊宴会が7月5日であったこと、細川論文が検閲をパスしたことなどはとりつくりようがない。そこで7月5日会議↓同10日頃協議(検閲対策をふくむ)↓同中旬頃の編集会議という図式に到達したのである。当時の横浜地裁はこの図式を鵜呑みにし、今日の横浜地裁や東京高裁は、それをマトモな裁判だった、と断定した。

私はこれから、当時の輸送事情(必要時間ほか)、印刷・製本事情、大森編集長の出国時期などを調査し、論証をさらにたしかなものにしていきたいと考えている。

誰の眼からみても、拷問により百分のうちに上げが明らか有罪判決を、五十年後の今日においてなお、正当化する裁判所のありようをこのままにしておいて、日本の進歩はあり得ないのである。

細川先生の思い出

斎藤 信子



ありし日の細川先生。左端は細川夫人、その右、新一を抱いた母・小野貞。

細川先生というと思いつくのは、ずつと家にあつたブロンズの頭像です。額と頬骨が非常に高くゴツゴツした黒い像は子供には何か怖く、また悪戯をした時間じ込められた薄暗い書斎の父の机の上にそれはあつて、なおいつそうオツ、カナイ存在でした。

しかし母にいわせるとその作品は、先生の内面の気骨、風格、精神の高さも表われた、実際の先生を知る西さんならではの素晴らしい作品なのだということでした。

また先生は兄や私の名付け親で、そそっかしい父は兄の時は「新」と付けたのを「新一」と届けてしまい、

私の時は母が女の子なので濁点のつかない可愛い名をと頼んだのに、先生は「信子」が良いと譲らず付けたとのことで、私は長年この名前が嫌で恨んでいました。

先生ご自身の記憶をさらにたどるとまだ畑の残る土の道を通つて、何かお訪ねした古い木の家のよく目の当つた縁側で、ニコニコとした小柄な先生の着物姿と、丸い眼鏡をかけた優しい夫人の出して下さったコンデンスミルクをかけた苺のトロップとした甘さや、今も気に入つてとつてあるハギレの赤紫色の着物は、七五三の祝いに夫人から頂いたということをお母からよく聞かされています。

母は先生が亡くなられてからも奥様をなぐさめに時々お訪ねしていました。奥様は喘息の持病があり、とても小さな声で話をされました。

夕方お宅を辞して電燈の灯つたほの暗い土の道をバス停へと母と手をつないで帰つたことなど、思えば父も亡くなりきつと心細かつたであろう母の気持ちと重なり、今もうら哀

しい感傷の中にタイムスリップするような気持ちになります。

(注) 頭部ブロンズ像は細川先生のお祝い(何だったか失念)に贈るため、父が父の兄の親友で父とも親交のあつた高名な彫刻家・西常雄先生に製作して頂きました。その一つが長く家にありましたが、昭和五六年、細川先生の弟様・常次郎氏より木村亨氏を通じて、郷里の朝日町文化会館に展示したいとの希望があり、母が寄贈しました。

西先生は母の葬式にもご出席下さり、その頃、「支援する会」に入会下さつて現在も会員でいらつしやいます。

事務局より

お健やかに新年をお迎えのことと存じます。本年も変わらぬご支援をお願い申し上げます。

事務局では引き続き皆様からのメッセージをお待ちしています。どうかお声をお寄せ下さい。(FAX可)

昨年11月より13期目に入りましたが、12期の会費納入をして頂いていない方が多勢いらつしやいます。これは会報が遅れたことに原因があると思われまます。大変恐縮に存じますが、どうか会の財政事情をご理解頂き、お振込み下さいませようお願い申し上げます。なお振込用紙を請求書がわりにさせていただきます。

団体(組合など)の会費は五千円です。よろしくお願ひ申し上げます。

新年そうそうお願ひばかりで申し訳ありません。この一年が憂き事の少ない明るい年でありますように。

(事務局・金田)

カバンを寄せられた方々(敬称略)

- 9月 斎藤信子 出版労連 天野あぐり 戸部宗七郎 10月 酒井広小平克 原満三寿 熊谷浩一 野々村 敵 佐藤純子 木口和夫 清水英夫 塩田庄兵衛 大江志乃夫 斎藤信子 外山雄三 友利恵勇 石原春男 千葉良信 俵義文 緑川亨 山住正巳 加藤九子 11月 海老原光義 宮崎公子 関根和彦 12月 荒牧三恵 近藤正巳 梅田正巳 斎藤信子 池田剛 南部正男 松岡喜美栄 大槻道夫 湯川和夫 堀哲美 塩田哲子 亀井幸代 山川次郎 実方義雄

入会申込・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402
 横浜事件・再審裁判を支援する会
 ☎03-3291-8066 (Fax兼用)
 <年会費> 個人=2000円 団体=5000円
 ● 郵便振替 00130-7-150641
 振込用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。
 ● 銀行振込 富士銀行九段支店
 普通預金口座1478864 「横浜事件再審裁判を支援する会」